

## 質 問 回 答 書

令和 5 年 10 月 23 日

茨城県土木部営繕課

(仮称) 神栖特別支援学校新築工事基本・実施設計プロポーザルの現地説明会(開催 10 月 17 日)において質問があったことについて、下記のとおり回答します。

### 記

番号	質 問 事 項	回 答
1	敷地の高低差について	敷地に高低差はないものとして提案ください。
2	建物の構造について	1 階部分を鉄筋コンクリート造とすることとなっている校舎棟は、別紙「所要室想定面積」に記載された体育館以外の部分としてください。 なお、渡り廊下やバスターミナル、庇の支柱等については、鉄筋コンクリート以外の構造も可とします。
3	重複障害について	(仮称) 神栖特別支援学校に通うこととなる児童生徒の重複障害の割合は分かりかねますが、現在、鹿島特別支援学校に通っている児童生徒の重複障害の割合は約 10%です。
4	スクールバスについて	スクールバスは委託を予定しており、登下校時以外は学校敷地内には駐車しません。
5	出入口について	出入口(正門)については、配置図に記載の市道転回スペースの南東側(30.01m)に設けてほしいと考えております。
6	都市計画法の開発許可について	都市計画法第 3 4 条の 2 に掲げる特例協議が必要です。 なお、特例協議に係る必要な業務については、基本・実施設計委託に含むこととしています。

以上